

エネルギー価格高騰対策支援金

拡充版

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の中小企業者等の事業継続を下支えするため、支援金を支給します。

1. 給付対象事業者

次の全てに該当する事業者

- (1) 市内で別紙対象業種一覧の業種（建設業、製造業など）を営んでいる中小企業者であること
- (2) 令和4年1月から12月までの任意の期間の**光熱費・燃料費（電気、ガス、灯油、軽油・ガソリン、重油）**の合計額が、**前年同期と比較して10万円以上増加**していること

例

比較する経費を自由に選択

比較する月、 月数を 自由に 選択	R 3			R 4		
	電気	ガス	灯油	電気	ガス	灯油
1月			10,000円			30,000円
～	20,000円			50,000円		
12月	40,000円			90,000円		
小計	60,000円		10,000円	140,000円		30,000円
合計	70,000円			170,000円		

10万円以上増加していること

※比較する月・経費を対応させること

2. 支給額 1事業所あたり 上限20万円

1.(2)の比較による差額が

10万円以上50万円未満のとき	5万円
50万円以上100万円未満のとき	10万円
100万円以上150万円未満のとき	15万円
150万円以上のとき	20万円

3. 申請方法（※TELにて要予約）

- ① 申請書を釜石商工会議所ホームページまたは窓口、市ホームページまたは市商工観光課窓口で入手
- ② 申請書に必要事項を記入し、必要書類を揃える
- ③ 事前に連絡の上、申請書、必要書類を釜石商工会議所に提出

4. 申請期限

令和5年**1月31日(火)**厳守

5. 必要書類

- ① エネルギー価格高騰対策支援金様式1～3及びチェックリスト
- ② 履歴事項全部証明書または本人確認書類
- ③ 振込口座確認書類（表紙及び見開き面又はネット口座印刷画面等）
- ④ 直近の法人税確定申告書、所得税申告書または市県民税申告書
- ⑤ 直近の法人概況説明書、青色申告決算書または収支内訳書
- ⑥ 支出伝票※別冊募集要項をご確認ください。
- ⑦ 光熱費及び燃料費支出申告書様式（⑥の提出が出来ない方）

別紙 【対象業種 一覧表】

大分類	中分類
C 鉱業・採石業・砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業・郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）

大分類	中分類
I 卸売業・小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J 金融業・保険業	63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの） 88 廃棄物処理業
R サービス業（他に分類されないもの）	89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定））」に基づく分類

【お問い合わせ】

釜石商工会議所 エネルギー価格高騰対策支援金担当

〒026-0021 釜石市只越町 1 - 4 - 4

☎ 0193-22-2434